

健健発 0708 第 1 号
令和 2 年 7 月 8 日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）の流通については、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）」（平成 31 年 4 月 26 日付健健発 0426 第 1 号）のとおり、2019 年 8 月以降、過去の出荷実績の 100%に加えて 100%を目安に第 5 期定期接種又は任意接種分として、当該市場に追加で出荷することを求めるとともに、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）」（平成 31 年 2 月 19 日付健健発 0219 第 1 号）の 1. 以外については、引き続き対応を求めています。

今般、MR ワクチンの安定的な供給が実現していること等を踏まえ、これらの通知を廃止することとするので、関係者に周知いただくようお願いします。

また、MR ワクチンの増産については、風しんの追加的対策（第 5 期定期接種）の実施に併せて、日本ワクチン産業協会宛に協力を依頼^{*}しており、現在、MR ワクチンの安定的な供給が実現していますが、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、第 5 期定期接種の実施が当初見込みを下回っていること等から、平時より使用期限が近い MR ワクチンが流通する場合があります。

流通するワクチンの有効利用について関係者に御理解いただくとともに、期限外の接種の防止等に御留意いただくよう併せて周知をお願いいたします。

※「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの増産について（協力依頼）」（平成 30 年 12 月 13 日付 健健発 1213 第 1 号）